

報告第10号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市が訴えを提起した児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、和解することについて、平成27年7月8日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

市が訴えを提起した児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所および氏名は掲載していません。
--
- 2 事件名 児童扶養手当過払金返還請求事件
- 3 事件の概要
 - (1) 相手方に給付した平成 25 年度分の児童扶養手当に関し、扶養義務者の所得が限度額を超過していたことから、相手方に対しその返還を求めたところ、相手方は、市の事務処理誤りを理由に返還に応じなかった。
 - (2) このことから、市は、平成 27 年 1 月 26 日に過払いとなった児童扶養手当の返還を請求する支払督促の申立てを長浜簡易裁判所に対し行ったところ、平成 27 年 2 月 2 日に、相手方から督促異議の申立てがなされたため、訴訟手続に移行した。
 - (3) 平成 27 年 5 月 19 日に行われた口頭弁論において、相手方が過払いとなった児童扶養手当の返還義務があることを認めた上で、分割納付の意思を確認した。相手方の経済的状況を考慮し、一括での返還は困難であると判断し、次の条項で和解した。
- 4 和解条項
 - (1) 相手方は、本市に対し、児童扶養手当過払金として、27 万 520 円の支払い義務があることを認める。
 - (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を次のとおり分割して、本市に持参または送金して支払う。
 - (ア) 平成 27 年 8 月末日限り 5,520 円
 - (イ) 平成 27 年 9 月から平成 32 年 1 月まで 毎月末日限り 5,000 円
 - (3) 相手方が前号の分割金の支払を 3 回以上怠り、かつ、その額が 1 万 5,000 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は本市に対し、第 1 号の金額から既払額を控除した残額を直ちに支払う。
 - (4) 本市は、その余の請求を放棄する。
 - (5) 本市は、今後、児童扶養手当に係る事務を行うに当たり、法令に従い、十分な審査を行うことを約束する。
 - (6) 本市および相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、この和解条項に定める

もののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。

平成27年7月8日

米原市長 平尾道雄